

食品安全情報（化学物質） No. 8/ 2012 (2012.04.18)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

【EC】

1. SCFCAH の 2012 年 2 月 27 日の議事概要
2. SCFCAH の 2012 年 3 月 23 日の議事概要
3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

【EFSA】

1. EFSA の第 17 回科学会議は毒性学における低用量反応とリスク評価について
2. 食品中臭素化難燃剤(BFRs)についての科学的意見：臭化フェノールとその誘導体
3. 遺伝子組換え生物関連
4. 食品と接触する物質関連

【NHS】

1. Behind the Headlines：漢方薬に絶滅危惧種を確認

【BfR】

1. 痩せる、強壮－副作用を伴って

【FDA】

1. オレンジジュース製品とカルベンダジム：ジュース製品協会への FDA の文書への補遺。
2. 一般向け通知
3. 警告文書（2012 年 4 月 3 日、10 日公表分）

【EPA】

1. EPA は化学物質の情報を電子媒体で報告することを求める規則を提案
2. EPA は 2,4-D についての誓願を拒否

【CFIA】

1. 食品の安全とは関係ない食品の包装規制の変更と自己評価表示ツール

【APVMA】

1. APVMA の科学者はがんへの恐怖が間違っていると述べると述べる

【TGA】

1. TGA は消費者に対しビルマの医薬品の使用に警告

【香港政府ニュース】

1. お茶製品から放射性物質発見
2. サテペーストのリコール

【KFDA】

1. 日本産輸入食品の放射性セシウム基準強化適用
2. 日本の原子力発電所事故関連の食品医薬品安全庁による対応及び管理動向
3. 説明資料（「福島食品 110 トン食卓に上がった」との記事に関連）
4. 説明資料（放射性物質基準記事関連）
5. 説明資料（「日本産輸入食品が多数…、地域名公開不可で不信“増幅”報道関係）
6. 基準・規格に不適合な容器（茶碗、皿）回収措置
7. 標準、規格不適合“かつおぶし”製品流通販売禁及び回収措置
8. 食品添加物保存料摂取は非常に安全なレベル
9. 食品添加物、知っている、安心！
10. 食用の花、摂取時のこれだけは必ず確認してください！

【その他】

- ・ 食品安全関係情報（食品安全委員会）から
- ・ (ProMED-mail) 食中毒、致死、エルサルバドル 農薬疑い

● 欧州委員会（EC : Food Safety: from the Farm to the Fork）

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. SCFCAH の 2012 年 2 月 27 日の議事概要

SCFCAH - Toxicological Safety of Food Chain

Summary record of 27 February 2012

http://ec.europa.eu/food/committees/regulatory/scfcah/toxic/sum_27022012_en.pdf

（一部抜粋）

日本産の食品や飼料の輸入規制について

委員会はこれまでの規制による検査結果について報告した。2011 年、日本産の食品及び飼料は 1,967 検体を測定し、19 検体を除くと放射能は検出されない又は非常に低い（10 Bq/kg 以下）結果であった。19 検体中 2 検体は規制発効前の静岡茶の基準超過であり、残りは検出可能ではあったが基準値以下であった（15 検体が緑茶、1 検体がタンポポの根の濃縮物、1 検体が醤油）。また太平洋地域由来の水産物については 409 検体を調査し、測定可能な量の放射能が検出されたものは 1 つもなかった。

日本では、2012 年 4 月 1 日付でセシウム 134、137 の合計について新しい厳格な最大基準値が適用される。これは日本国民の国産食品への信頼を回復するためのものである。現状（新基準になる前）のレベルが安全であることを日本当局は確認しているように、これら厳しい基準は安全性のためではない。EU の科学委員会も EC 規制 3954/87 で設定したレベルは安全であることを確認している。最大基準値の一貫性確保のため日本産の食品や飼料については 4 月 1 日から一致させると伝えられた。

2. SCFCAH の 2012 年 3 月 23 日の議事概要

SCFCAH - Toxicological Safety of Food Chain

Summary record of 23 March 2012

http://ec.europa.eu/food/committees/regulatory/scfcah/toxic/sum_23032012_en.pdf

（一部抜粋）

日本産の食品や飼料について

酒、ウイスキー、焼酎の除外について：日本の当局から多数の検査結果が伝えられており、酒、ウイスキー及び焼酎からは放射性物質は検出されていない。精米、発酵及び蒸留など製造工程でアルコール飲料からはほぼ完全に除去されている。この知見は輸入時の

検査でも確認されており、従ってこれらの製品を規制対象外にすることは消費者保護を維持しつつ管理上の負担を減らすために適切である。

さらに日本は2012年4月1日から適用される新しい厳格な基準を採択した。従って輸出前の管理との一貫性を確保するためEUでも同じ基準を採用することになる。

一か国の代表が、提案された対策について、基準値を下げることに科学的根拠が無くさらに提案された厳しい最大基準が将来EUで核事故が起こったときの前例になる可能性があるため合意できないとした。

もう一つの国の代表は、基準を下げることには疑問があり、文書を受け取ってから意見を出すために検討する時間がなかったとして賛成できないとした。最終的にもう一つの国の代表は基準値を引き下げることが科学的に正当化できないため合意できないとした。

委員会は多数決で提案された規則に賛成した（賛成280、反対29、棄権36）。

3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2012年第13週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

*基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

*RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

トルコ産原料ドイツ産オーガニックイチジクのアフラトキシン ($B_1=83.27$ 、 $Tot.=107.15$ $\mu\text{g/kg}$)、英国産ソルビトールとして販売された亜硝酸ナトリウム（イタリアからの通知、2012年3月26日通知4月4日更新で流通についての情報はまだない）、イタリア産オリーブ油のベンゾ(a)ピレン (17.99 $\mu\text{g/kg}$)、スペイン産食品サプリメント (L-5-ヒドロキシトリプトファン含有) の未承認販売、フランス産ポップコーン用トウモロコシのゼアラレノン (300 $\mu\text{g/kg}$)、中国産乾燥キノコの水銀 (3.9 、 5.2 、 4.2 、 3.5 、 4.2 mg/kg)、ドイツ産乾燥セロリの葉のカドミウム (6.55 mg/kg) と鉛 (5.08 mg/kg) など。

注意喚起情報 (information for attention)

トルコ産ペッパーのメソミル (0.066 mg/kg)、スペイン産冷蔵キハダマグロの一酸化炭素処理 (290 mg/kg)、ドイツ産オーガニック卵のダイオキシン及びダイオキシン様PCB(合計 15.64 pg WHO TEQ/g)、イタリア産ブロッコリーのフルアジホップ-P-ブチル (0.70 mg/kg)、ベトナム産冷凍イカの未承認照射、フランス産チルド lollo rosso レタスのメソミル (0.68 mg/kg)・プロシミドン (2.6 mg/kg)・カルベンダジム (4.0 mg/kg)、モロッコ産サヤマメのオキサミル (0.34 mg/kg)、スペイン産チルドキハダマグロ切り身の一酸化炭素

処理疑い (160 μ g/kg)、ブルガリア産テーブルワインの未承認リン酸及びアズルビン、産地不明レタスのホルペット (4.9 mg/kg)、中国産痩身カプセルのシブトラミン (0.4~16.2 mg) など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

ドイツ産ウサギ飼料に認可されていないサリノマイシン、オランダ産伝書ハト用サプリメントのダイオキシソ (2.0 pg WHO TEQ/g)、中国産スプーンからの一級芳香族アミンの溶出 (1.28 mg/kg)、ドイツ産飼料用フィッシュミールのダイオキシソ (1.55 pg WHO TEQ/g)、オランダ産イヌ用配合飼料のメラミン (4.6、4.3 mg/kg)、ドイツ産イヌ用配合飼料のメラミン (4.6、5.4 mg/kg)、中国産シリコーンケーキ缶からの揮発性有機化合物の溶出 (0.7~1.3 g/100g)、中国産メラミン皿からのホルムアルデヒドの溶出 (92.7 mg/kg)、中国産ローストダックの水銀 (0.021 mg/kg)、中国産ガラスコップからのカドミウム (1.3、1.4、1.2 mg/kg) と鉛 (24.4、22.8、25.7、20.1 mg/kg) の溶出、中国産サツマイモ麵のアルミニウム (67 mg/kg)、中国産未承認遺伝子組換え米粉、オランダ産飼料用プレミックスの銅 (5200 mg/kg)、ルーマニア産冷凍肉のコチニール赤 A (62 mg/kg) など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

トルコ産ペッパーのオキサミル (0.033 mg/kg)、トルコ産ペッパーのホルメタネート (0.072、0.14 mg/kg)、トルコ産電気オープンからのマンガンの溶出 (0.14、0.25 mg/kg)、タイ産スライスパイナップル缶詰のスズ (260 mg/kg)、中国産ブロッコリーのクロルフェナピル (0.4 mg/kg)、タイ産スイートバジルのクロルフルアズロン (0.09 mg/kg)、エジプト産スイートオレンジのチアベンダゾール (0.90 mg/kg)・エチオン (0.13 mg/kg)・イマザリル (1.1 mg/kg)、チュニジア産メロンのアセタミプリド (0.047 mg/kg)、インド産オクラのモノクロトホス (0.08、0.18、0.02、0.03 mg/kg)、インド産カレーの葉のエンドスルファン (0.12 mg/kg)・トリアゾホス (10.3 mg/kg)・ビフェントリン (2.8 mg/kg)・アセタミプリド (10 mg/kg)・プロパルギット (1.9 mg/kg)・ジエチオン (3 mg/kg)、インド産カレーの葉のエンドスルファン (0.11 mg/kg)・アセフェート (0.048 mg/kg)・プロフェノホス (22.1 mg/kg)・トリアゾホス (5.8 mg/kg)・ビフェントリン (2.2 mg/kg)・プロパルギット (0.2 mg/kg)・ジエチオン (1.6 mg/kg)、インド産カレーの葉のエンドスルファン (2.8 mg/kg)・プロフェノホス (22.7 mg/kg)・トリアゾホス (13.4 mg/kg)・ホサロン (0.1 mg/kg)・ビフェントリン (0.58 mg/kg)・ジエチオン (1.1 mg/kg)、トルコ産ペッパーのテトラジホン (0.043 mg/kg)、エジプト産生鮮オレンジのオメトエート及びジメトエートの合計 (0.64 mg/kg)、中国産米粉及び餅の未承認遺伝子組換え、ウクライナ産マツォ (ユダヤ教行事の過越祭で食する種なしパン)のゼアラレノン (1 mg/kg)、中国産メラミンボウルや皿からのホルムアルデヒドの溶出 (1472.0、64.15、1872.9、163.4 mg/kg)、中国産テフロンコートステンレススチール焼き型からの総溶出量 (96 mg/kg)、香港産陶器食器からの鉛の溶出 (723.1 mg/L)、インド産ナツメグのアフラトキシソ ($B_1=244.57$ 、 $Tot.=283.77$)、インド産チルドカレーの葉のエンドスルファン (0.62 mg/kg)・メタミドホス (0.019mg/kg)・アセフェート (0.23 mg/kg)・プロフェノホス (36.7 mg/kg)・トリアゾ

ホス (15.4 mg/kg) ・ビフェントリン (2.9 mg/kg) ・アセタミプリド (9.9 mg/kg) ・プロパ
ルギット (0.32 mg/kg) ・ジエチオン (4mg/kg) (他カレの葉 4 件)、ナイジェリア産燻
製乾燥伊勢エビのベンゾ(a)ピレン、トルコ産生鮮ペッパーのマラチオン (0.1 mg/kg)、ナ
イジェリア産未承認新規食品 *Vernonia amygdalina*、ブラジル産軟小麦のフェニトロチオ
ン (0.24 mg/kg)、ドミニカ共和国産トウガラシのペルメトリン (0.25 mg/kg) など。

その他アフラトキシン等多数

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. EFSA の第 17 回科学会議は毒性学における低用量反応とリスク評価について

EFSA's 17th Scientific Colloquium on low dose response in toxicology and risk
assessment

Parma , 14 June 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/events/event/120614.htm>

「すべての物質は毒である。毒かどうかは用量による。」このパラケルスス(1493-1541)
の有名な言葉は、毒性学とリスク評価の基本的概念である：化学物質への生物固体の反応
は用量に比例して増加する。同時に、ほとんどの化学物質には、それ以下では有害影響の
見られない閾値が存在するということが一般的に受け容れられている。

近年いわゆる「低用量仮説」により、古典的（一相性/直線的）用量反応パラダイムに疑
問が投げかけられている。この仮説によれば、ホルモン活性のある化合物には「低用量影
響」、すなわち典型的に人々が暴露されている用量で U 字や逆 U 字といった非単相性の用
量反応を示す可能性があるという。非線形の用量反応関係があると、ある効果について、
高用量での反応から低用量を予測することはできないことになる。これはさらに、大部分
の化合物についての現在のリスク評価で前提とされている閾値があるという仮定にも疑問
を投げかけるものである。食品に存在する可能性のあるいくつかの化合物について、内分
泌活性があり「低用量効果」があると主張されている。それらには農薬、ダイオキシン、
PCB 及びビスフェノール A などが含まれる。そのため食品の安全性とリスク評価において、
この情報をどう考慮するかについて科学的及び一般からの関心が高い。

この会議では国際的専門家が最近の科学的根拠について公開で議論する。最初に異なる
テーマの 4 グループ (①影響の種類について：有害か非有害か？②用量反応関係について、
③低用量影響について：存在するのか？④リスク評価への影響について) で議論し、そこ
で得られた結論や勧告について最後の全体セッションで議論する予定である。議論を深め
るため参加者は最大 100 人に限定し、事前登録が必要である。

2. 食品中臭素化難燃剤(BFRs)についての科学的意見：臭化フェノールとその誘導体

Scientific Opinion on Brominated Flame Retardants (BFRs) in Food: Brominated Phenols and their Derivatives

EFSA Journal 2012;10(4):2634 [42 pp.] 16 April 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2634.htm>

2009年12月に食品中の臭化フェノールとその誘導体についてのデータを募集したが何も提出されなかった。文献からは「魚及びその他シーフード」から小数検出されていた。ヨーロッパのサンプリングデータからは2,4,6-トリブロモフェノール(2,4,6-TBP)が主であることが示されている。毒性データは少なく、主に2,4,6-TBPに関するものだった。主な標的は肝臓と腎臓で、反復経口毒性試験からNOAELは100 mg/kg/dayであった。細菌での遺伝毒性試験や*in vivo*試験で遺伝毒性はないがほ乳類細胞での*in vitro*試験で染色体異常誘発性があった。長期毒性試験やがん原性試験はない。データが不十分であることから2,4,6-TBPの健康ベースのガイドライン値を設定することはできない。そこで魚介類をたくさん食べる集団での暴露マージン(MOE)アプローチを採用した。最悪シナリオでの食事暴露量は40 ng/kg 体重/日で、これはNOAELに比べて約6桁低い。結論として2,4,6-TBPは現状の暴露量では健康上の懸念とはならない。母乳からの乳児の暴露についても7桁少なく健康上の懸念とはならない。

3. 遺伝子組換え生物関連

● EFSAはMON810 トウモロコシの2010市販後環境モニタリング報告書进行评估する

EFSA assesses 2010 Post-Market Environmental Monitoring report for MON810 maize

11 April 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/120411.htm>

EFSAは、MON810 トウモロコシの2010年生育期の市販後環境モニタリング報告書(PMEM)について科学的意見を発表した。一部の方法論に欠点を同定したものの、全体的結論には影響しないものだった。

Monsanto Europe S.A.から提出された遺伝子組換えトウモロコシMON810の2010年の栽培についての市販後環境モニタリング年次報告書についての科学的意見

Scientific Opinion on the annual Post-Market Environmental Monitoring (PMEM) report from Monsanto Europe S.A. on the cultivation of genetically modified maize MON 810 in 2010

EFSA Journal 2012;10(4):2610 [35 pp.] 11 April 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2610.htm>

ECからの要請により、GMOパネル(遺伝子組換え生物に関する科学パネル)は、Monsanto Europe S.A.から提出された遺伝子組換えトウモロコシMON810の生育期に関する2010年モニタリング報告書进行评估した。GMOパネルは2009年版報告書での評価と

同様のアプローチで評価を行った。2010年版報告書では、前年と同じように市販後モニタリングの方法の改善を勧告したが、環境、ヒト及び動物への有害影響は確認されなかったとしている。

4. 食品と接触する物質関連

- 食品と接触する物質の使用における N-(2-アミノエチル)エタノールアミンの安全性評価

Scientific Opinion on the safety evaluation of the substance,

N-(2-aminoethyl)ethanolamine, CAS No. 111-41-1, for use in food contact materials

EFSA Journal 2012;10(4):2653 [10 pp.] 10 April 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2653.htm>

CEF パネル（食品と接触する物質・酵素・香料及び加工助剤に関する科学パネル）は、N-(2-アミノエチル)エタノールアミンについて、そのものは溶出が 0.05 mg/kg 食品未満であれば缶のコーティング製造への使用による安全上の懸念はないと結論した。しかしながら、各種オリゴマーについては情報が不足しているとしている。

- 英国 NHS (National Health Service、国営保健サービス)

<http://www.nhs.uk/Pages/HomePage.aspx>

1. Behind the Headlines : 漢方薬に絶滅危惧種を確認

Endangered species found in Chinese medicines

Friday April 13 2012

<http://www.nhs.uk/news/2012/04april/Pages/chinese-medicines-contain-endangered-animal-DNA.aspx>

Independent が「DNA 検査で多くの漢方薬に絶滅危惧動物が微量含まれることがわかった」と報道した。この検査はオーストラリアの科学者が伝統的漢方薬やハーブティーに実際にどの動植物が含まれているのかを検出する新しい方法を開発して行われた。一部の伝統製品に実際に何が含まれているのかを知るのはしばしば困難であり、これまでも一部の製品には絶滅危惧種由来の成分や禁止された薬物、有害重金属が検出されていた。この研究は合法的に販売されている製品の検査用というより、絶滅危惧種の国際貿易規則違反で検疫で押収された製品の検査を行っている。一部の検体からは有毒植物や絶滅危惧種の DNA が検出された。動物の DNA を含むもの全てが表示されていたわけではなかった。検体が全て押収されたものであったため、必ずしも合法的に輸入された製品を代表するものではない。しかしながら、これらの製品の表示が必ずしも正確ではないという重要な問題を提起しており、消費者はこのことを知り、注意すべきである。

英国 MHRA は、「英国の市場には質の悪い、あるいは意図的、非意図的に有害物質や違法薬品を混入された漢方薬が出回っている。質の悪い製品は“公衆衛生への直接的リスク”となる。現時点では許容できる基準を満たした安全な製品と危険な製品を見分けることは不可能である。」と述べている。

関連文献の書誌情報

・ Deep Sequencing of Plant and Animal DNA Contained within Traditional Chinese Medicines Reveals Legality Issues and Health Safety Concerns

Coghlan ML, et al., (2012) PLoS Genet 8(4): e1002657

<http://www.plosgenetics.org/article/info:doi/10.1371/journal.pgen.1002657>

・ Aristolochic acid-associated urothelial cancer in Taiwan

Chung-Hsin Chen et al., Published online before print April 9, 2012, doi: 10.1073/pnas.1119920109 PNAS April 9, 2012

<http://www.pnas.org/content/early/2012/04/03/1119920109>

● ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)

<http://www.bfr.bund.de/>

1. 痩せる、強壮—副作用を伴って

Slim and potent - with side effects

04.04.2012

http://www.bfr.bund.de/en/press_information/2012/15/slim_and_potent_with_side_effects-129370.html

— 痩身用または性機能増強用の食品サプリメントには違法な有効成分が含まれる可能性がある —

「植物成分のみ」及び「副作用がない」と痩身用または性機能増強用食品サプリメントは宣伝している。ヨーロッパ規模で、この種の多数の製品について使用しないようにとの警告が RASFF を介して出されている。当局の試験において、一部の製品には表示されていない違法薬効成分が含まれることが確認されている。BfR 長官 Dr. Andreas Hensel 教授は、「痩身用及び性機能増強用の食品サプリメントについては特に注意するよう助言する。時には、消費者は製品の本当の成分や健康リスクがあることについて欺かれている。」と述べている。食品サプリメントは食品として分類され、政府の認可の対象ではない。

● 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

1. オレンジジュース製品とカルベンダジム：ジュース製品協会への FDA の文書への補遺.

Orange Juice Products and Carbendazim: Addendum to FDA Letter to the Juice Products Association (January 9, 2012)

<http://www.fda.gov/Food/FoodSafety/Product-SpecificInformation/FruitsVegetablesJuices/ucm287783.htm>

(April 5, 2012 更新版)

2012年3月30日までに、FDAはオレンジジュース又はオレンジジュース濃縮物の貨物144検体を採集した。そのうち103検体からカルベンダジムは検出されず、市場へ出荷された。

カルベンダジムが検出されたのは30検体あり、いずれも輸入を拒否した。内訳は、カナダから12検体、ブラジルから14検体、コスタリカから2検体、ドミニカ共和国及びポランドから各々1検体であった。

* 個別データは以下のウェブサイトを参照。

FDA Sampling of Import Orange Juice/Juice Products for Carbendazim

04/05/2012

<http://www.fda.gov/Food/FoodSafety/Product-SpecificInformation/FruitsVegetablesJuices/ucm289397.htm>

2. 一般向け通知

- 「Japan Rapid Weight Loss Diet Pills Green 秀身堂 緑藻溶脂素」には隠された医薬品成分が含まれる

Public Notification: “Japan Rapid Weight Loss Diet Pills Green” Contains Hidden Drug Ingredient

04/03/2012

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm298527.htm?source=govdelivery>

アマゾンなどのウェブサイトで販売されている製品「Japan Rapid Weight Loss Diet Pills Green 秀身堂 緑藻溶脂素 (青春美麗型：緑色のパッケージ)」には、表示されていないフェノールフタレインが含まれている。フェノールフタレインは化学実験に使用される溶液で発がん性が疑われている溶液である。当該製品の写真は本ウェブサイトを参照。

- 「Japan Rapid Weight Loss Diet Pills Yellow 秀身堂 緑藻溶脂素」には隠された医薬品成分が含まれる

Public Notification: “Japan Rapid Weight Loss Diet Pills Yellow” Contains Hidden Drug Ingredient

04-03-2012

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm298539.htm>

上記の製品の黄色版である「Japan Rapid Weight Loss Diet Pills Green 秀身堂 緑藻溶脂素（貴婦人型：黄色のパッケージ）」から、FDA の検査においてシブトラミン及びフェノールフタレインが確認された。

（注：秀身堂「緑藻溶脂素」という製品には青・黄・緑・赤の 4 種類が存在するようである。シブトラミン及びフェノールフタレインは痩身用のダイエタリーサプリメント等から検出されることがあるが、これらの製品への混合は違法であり、有害影響をもたらす可能性がある。）

- **“France T253”には隠された医薬品成分が含まれる**

Public Notification: “France T253” Contains Hidden Drug Ingredient

04-03-2012

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm298554.htm?source=govdelivery>

FDA は消費者に対し、性機能増強用製品“France T253”の購入及び使用を行わないよう助言する。当該製品は ebay.com などの各種ウェブサイトで宣伝・販売されている。FDA の検査により“France T253”にはシルデナフィルが確認された。当該製品の写真是本ウェブサイト参照（注：製品表示には、技術提供は香港の会社の医薬品研究センター、製造はチベットにて行われた旨が記載されている）。

- **“Stree Overlord”には隠された医薬品成分が含まれる**

Public Notification: “Stree Overlord” Contains Hidden Drug Ingredient

04-05-2012

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm298761.htm?source=govdelivery>

FDA は消費者に対し、各種ウェブサイトを介して販売されている性機能増強用製品“Stree Overlord”の購入及び使用を行わないよう助言する。当該製品からは、FDA の検査によりシルデナフィルが検出されている。当該製品の写真是本ウェブサイトを参照（注：写真では「街頭霸王」と読める）。

- **“African Black Ant”には表示されていない医薬品成分が含まれる**

Public Notification: “African Black Ant” Contains Undeclared Drug Ingredient

04-05-2012

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm298772.htm?source=govdelivery>

FDA は消費者に対し、ebay.com などの各種ウェブサイトを介して販売されている性機能増強用製品“African Black Ant”の購入及び使用を行わないよう助言する。当該製品からは、FDA の検査によりシルデナフィルとタダラフィルが検出されている（注：写真では「非州黒蟻王」と読める）。

3. 警告文書（2012年4月3日、10日公表分）

- **Protica, Inc 2/17/12**

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm296768.htm>

各種プロテイン製品を作っている会社。サプリメント CGMP 違反や不衛生な製造など。

- **Lucky Taco. Inc 4/2/12**

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm298594.htm>

クッキーの表示が基準を遵守していない。

- **Spaletta Ranch 3/29/12**

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm298498.htm>

乳牛のゲンタマイシンとペニシリンの使用基準違反。

- **Health One Pharmaceuticals Inc. 3/28/12**

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm299052.htm>

サプリメントの CGMP 違反。

- 米国環境保護庁（EPA : Environmental Protection Agency）<http://www.epa.gov/>

1. EPA は化学物質の情報を電子媒体で報告することを求める規則を提案

EPA Proposes Rule to Require Electronic Reporting for Chemical Information

04/13/2012

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/d0cf6618525a9efb85257359003fb69d/98aa9881faa5fdcf852579df004e9af3!OpenDocument>

EPA は、Toxic Substances Control Act（TSCA）に関する情報を、紙媒体ではなく電子媒体で提出することを求める規則を提案した。これは、国民の健康と環境を保護するのに役立つよう化学物質の情報をより正確に、より透明性高く、より速く公開できるようにするための取り組みである。

2. EPA は 2,4-D についての誓願を拒否

EPA Denies Petition on 2,4-D Pesticide

April 9, 2012

http://www.epa.gov/oppfead1/cb/csb_page/updates/2012/2-4d-petition.html

2008年11月6日に受け付けた誓願において、自然資源防衛協議会（NRDC : Natural Resources Defense Council）は EPA に対し 2,4-D の登録及びトレランス（食品中の残留基準）を全て取り消すことを求めている。パブリックコメント及び入手できる全ての研究を考慮し、EPA はこの要求を拒否する。

NRDC の誓願に関する最近のレビューでは、EPA は NRDC が提出した全てのデータ及び新たに提出された研究データを評価した。新しい研究には最先端の一世代生殖試験も含まれており、2,4-D による内分泌かく乱、神経毒性及び免疫毒性影響の可能性についても徹底的に研究している。この研究と EPA の包括的レビューは、EPA による 2,4-D のトレランスは安全であるとの以前の見解を裏付けるものであった。

EPA は 2,4-D の製品登録を全て取り消すという NRDC の要請も注意深くレビューした。野生種の内分泌への影響及び労働者への影響についての研究に基づき、EPA は、現在の環境及び労働者へのリスク評価は科学的に正当であり、登録を変更するもとはならないと結論した。

● カナダ食品検査庁 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. 食品の安全とは関係ない食品の包装規制の変更と自己評価表示ツール

Changes to Non-safety Food Packaging Regulations and Development of a Self-assessment Labelling Tool

2012-04-10

<http://www.inspection.gc.ca/food/labelling/reference-documents/labelling-tool/eng/1334084456060/1334084643798>

CFIA は、リスクに基づく表示の確認作業を継続する。CFIA は同時にオンライン自己評価表示ツールを開発している。このツールは、生産者、製造業者及び小売業者が規則に則った表示を作成するのに役立つものである。企業向けのものではあるが、消費者にとっても表示やその決まりを学ぶのにも役立つものである。

ツールの目的は、総量、生産日、栄養表示、二カ国語表示、読みやすさ及び事業者の住所などの情報の規則を理解し、規則遵守に役立つことである。CFIA は表示ツールを 2014～2015 年に発表することを期待している。

新しい表示ツールの開発と同時に、CFIA は食品容器のサイズについての規制を解除する予定である。これらの規制は時代遅れであり、企業の革新や消費者の選択を狭めるものである。食品容器の大きさについての規制は、健康や安全性とは関係ないものである。

● オーストラリア農薬・動物用医薬品局 (APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) <http://www.apvma.gov.au/>

1. APVMA の科学者はがんへの恐怖が間違っていると述べる

Cancer fears can be wrongly placed says APVMA science fellow

16 April 2012

http://www.apvma.gov.au/news_media/news/2012/2012-04-16_cancer_fears_can_be_wrongly_placed.php

APVMA の科学フェローで国際的に認められたがんの専門家でオーストラリアの発がん物質専門家の一人である Stewart 教授が、*Lancet Oncology* の 3 月 12 日号に「がん予防の優先順位：ライフスタイルの選択対避けられない暴露」というタイトルの記事を書いた¹⁾。

Stewart 教授の論文では、我々の食品の残留農薬を定期的に監視し、それらをできる限り減らす対策をとることは良い政策ではあるが、オーストラリアの食品に含まれる残留農薬はがんの負荷には全く寄与しない。

喫煙、アルコールの飲み過ぎ、肥満および日光への過剰暴露が、証明されている 4 大がん因子である。それなのに多くの人々が車内インテリアや食品中の残留農薬や化粧品の汚染物質が原因でがんになることを心配している。

Stewart 教授は、「現代社会は他のどんな病気よりがんを恐れている。そしてしばしば人々が食品や消費者製品中の化学物質について心配することにより、がんを予防することが証明された対策をとることから遠ざける。」という。

APVMA の科学フェロー計画は、レギュラトリーサイエンスの質を向上させ人々の APVMA が行っている科学評価への信頼構築に役立てるために 2006 年に設立された。

1) Priorities for cancer prevention: lifestyle choices versus unavoidable exposures

Prof Bernard W Stewart

The *Lancet Oncology*, Volume 13, Issue 3, Pages e126 - e133, March 2012

(要約のみ)

米国やその他の先進国のがん予防は、喫煙、飲酒、日光暴露及び肥満などのライフスタイル要因に対策の焦点をあてているが、人々は不本意な暴露によりがんになることを心配している。「環境」という用語がライフスタイルと避けられない暴露とを区別する用語として曖昧に使われている。一般の人々は環境汚染や汚染された食品や消費者製品に含まれる発がん物質によりがんになると聞かされている。これらの懸念から特定の化合物の発がん性を評価することは、がんの予防にはほとんど役に立たない。広範な、あるいは局地的公害や農薬、内分泌攪乱物質、消費者製品ががんの原因になるかどうかを調べると陽性から陰性まで多様な結果が得られる。未知の発がんリスクについては予防原則は現実的アプローチではない。個人が消費者製品中の発がん物質あるいは発がん疑い物質への暴露を減らそうとする方法はがん予防に効果はない。がんの原因物質に対する不安は根拠のあるがん予防法への注意を逸らす。

●オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. TGA は消費者に対しビルマの医薬品の使用に警告

TGA warns consumers about the use of Burmese medicines

16 April 2012

<http://www.tga.health.gov.au/newsroom/media-2012-burmese-medicines-120416.htm>

TGA は消費者に対し「ビルマの伝統粉末 (Burmese traditional powders)」のような根拠のない製品の購入及び使用を行わないよう助言する。これらの製品は、しばしば消化補助や赤ちゃんを強くするために使われる。これらの製品はTGAによる評価を受けていない。

* 関連情報

オーストラリア首都特別地域政府による健康情報

Burmese Powders

<http://health.act.gov.au/c/health?a=sp&did=11381138>

「ビルマの伝統粉末」はキャンベラで販売されていた。

一部のビルマの子ども達で、当該製品の使用に関連すると考えられる血中鉛濃度の増加が米国で発見されている。シドニーで最近購入した製品からはヒ素が検出されている。これら伝統薬は様々な製品名で販売されており、シドニーの小売店で見つかっている。ビルマのコミュニティーで広く使われている懸念がある。

* 製品名のリスト (写真あり)

<http://www.health.act.gov.au/c/health?a=sendfile&ft=p&fid=1334454838&sid=>

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. お茶製品から放射性物質発見

Radiation found in tea product

April 03, 2012

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2012/04/20120403_175937.shtml

日本産の緑茶 1 検体から微量の放射能が検出されたが、この製品を摂ることによる健康上の懸念はない。静岡県の Ochano Maruko が製造した Tokan Maruko Yabuk Ta Ban Cha (緑茶)の 400g パック、賞味期限 7 月 29 日のものである。当該製品は、食品安全センターが 3 月 28 日の定期サーベイランスで地元スーパーマーケットから集めた検体である。セシウム 134 及び 137 が検出されたが、これらの検出値はコーデックスのガイドラインレベル未満である。このお茶を摂取しても健康への有害影響はない。販売業者は自主的に販売を

中止し、問題のバッチの製品は無料で交換している。

2. サテペーストのリコール

Satay paste recalled

April 13, 2012

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2012/04/20120413_180826.shtml

台湾から輸入したサテペースト 1 検体から可塑剤が検出された。

Kimlan Foods 社の製造した Kimlan Satay Paste (金蘭 沙茶醬) であり、フタル酸ジイソデシルがアクションレベルである 9 ppm を超える 190 ppm 検出された。

●韓国食品医薬品安全庁 (KFDA : Korean Food and Drug Administration)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 日本産輸入食品の放射性セシウム基準強化適用

輸入食品課 2012.03.29

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=2&seq=17457&cmd=v>

食品医薬品安全庁及び農林水産食品部は、4月より、全ての日本産輸入食品に限り放射性セシウム(134+137Cs) 基準を現行の 370 Bq/kg から 100 Bq/kg に大幅に強化して適用すると発表した。また、日本産の輸入牛乳・乳製品については放射性セシウム基準を 50 Bq/kg、飲み物は 10 Bq/kg に強化する。

この基準強化は、日本政府が 2012 年 4 月 1 日より食品中の放射性セシウム基準を強化すると決定したため、日本産の輸入食品 (4 月 1 日船積み以降) に限り日本の改定基準を適用することとし、日本で放射性セシウム基準が超過とされた食品が国内に流入することを防止するために実施する措置である。

※日本が 4 月から適用する放射性セシウム基準：一般食品 (500→100 Bq/kg)、飲料 (200→10 Bq/kg)、牛乳・乳製品 (200→ 50 Bq/kg)。放射性ヨウ素基準は設定しない。

ただし、日本政府が基準を設定しない放射性ヨウ素に対しては、現行の国内基準を適用する予定である。

※国内放射性ヨウ素基準：一般食品 (300 Bq/kg)、牛乳・乳製品、幼児用食品 (100 Bq/kg)

※放射性セシウム基準：日本産食品を除いた全食品 (370 Bq/kg)、日本産食品 (日本基準適用：100 Bq/kg、牛乳・乳製品 50 Bq/kg、飲料 10 Bq/kg)

2. 日本の原子力発電所事故関連の食品医薬品安全庁による対応及び管理動向

(21) 輸入食品課/危害情報課 2012.04.06

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=1&seq=17528&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、千葉県で生産される竹の子に対し 2012 年 4 月 6 日から暫定輸入中断措置をしたと発表した。この措置は、日本政府が摂取又は出荷制限とした品目を韓国で暫定輸入中断対象に含める事にしてから 15 番目に追加されたものである。昨年の 3 月以降、日本で生産された竹の子が韓国に輸入された実績はない。

(22) 輸入食品課/危害情報課 2012.04.09

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=1&seq=17547&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、茨城県で生産される竹の子に対し 2012 年 4 月 9 日から暫定輸入中断措置をしたと発表した。この措置は、日本政府が摂取又は出荷制限とした品目を韓国で暫定輸入中断対象に含める事にしてから 16 番目に追加されたものである。

3. 説明資料（「福島食品 110 トン食卓に上がった」との記事に関連）

輸入食品課 2012.04.04

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=57&pageNo=1&seq=17516&cmd=v>

イーデイリーが 4 月 4 日に報道した「福島食品 110 トン食卓に上がった」との記事内容に対し、次のように説明する。

食品医薬品安全庁は、現在日本から輸入している全ての食品に対し毎輸入時に放射能検査を実施している。特に通関検査では放射性物質（セシウム、ヨウ素）が少しでも検出されれば、ストロンチウム及びプルトニウムなど他の放射性核種に対する検査証明書を追加的に要求しており、日本の原子力発電所事故による放射能汚染された食品が国内に流入することを基本的に防止している。また、福島を含めた隣近 13 都県から輸入される食品には日本政府が発行した放射能汚染検査証明書の添付を義務化し、残り 34 道府県から輸入される食品には原産地証明書を義務化している。

※13 都県：福島、宮城、栃木、茨城、群馬、千葉、東京、埼玉、静岡、長野、新潟、山形、神奈川

同時に、日本で出荷制限された葉菜類及びきのこ類など、福島県を含む 7 県 16 品目に対しては輸入禁止とした経緯があり、日本及び韓国でそれぞれ科学的方法での試料採取を多くの時点で実施している。

したがって、放射性物質が微量でも検出された日本産輸入食品は通関されず、国内流通中の日本産輸入食品は安全である。参照までに、米国、EU、オーストラリア、カナダ及びシンガポールなど大部分の国々でも、日本産の輸入食品に対して福島を含めた全ての県で生産される食品を輸入禁止にはせず、検査証明書の添付要請や検査の実施などの韓国と類似の措置を取っている。

4. 説明資料（放射性物質基準記事関連）

輸入食品課 2012.03.30

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=57&pageNo=1&seq=17477&cmd=v>

3 月 30 日付けで報道された「放射性物質基準がない(京郷新聞)」、「セシウム基準強化を

真似た政府（韓国日報）」などの記事内容に対し次のように説明する。

※内容説明：現行の放射性セシウムの国内基準は、わが国の国民が年間食品摂取量(515kg)の10%を放射能基準で汚染された食品で摂取しても WHO などの安全基準である 1 mSv を超過しないように設定されている。

一方、日本基準は、原子力発電所事故が収束していない状況で、国民が実際に放射能に汚染された食品を取るしかないという前提（日本内流通食品の50%が汚染されたという仮定）で算出された。また日本は放射性セシウムについて幼児用食品などを区分して基準を設定したが、実際には子どもの甲状腺に感受性の高いヨウ素に特に基準を設定していない。放射性セシウムを区別して設定する必要性と科学的妥当性は後日検討する予定である。

※ 国内放射性ヨウ素基準：一般食品（300 Bq/kg）、牛乳・乳製品（150→100 Bq/kg 強化）、幼児用食品（100 Bq/kg 新設）。日本は放射性ヨウ素基準自体を設定していない。

したがって、韓国国民の放射能汚染食品の摂取量がほとんどなく、全国内食品流通量のうち日本産食品比重も非常に低い点(0.2% 以下)などを考慮すると、現在の国内放射能基準を強化する妥当性や科学的根拠はないと判断される。ただし、多くの国で輸出食品には輸出国基準を適用するようにしていて、日本で不適とされた製品が国内に輸入された場合に発生する法的問題を前もって遮断しようと日本産食品の放射能セシウム基準に日本基準を適用するようにしたものである。EU も自国内の基準は日本基準よりも緩い基準にもかかわらず、日本産食品に対しては日本で強化した基準をそのまま適用するようにして類似の問題が発生しないように韓国と等しい措置を取っている。

5. 説明資料（「日本産輸入食品が多数…、地域名公開不可で不信“増幅”」報道関係）

輸入食品課 2012.03.20

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=57&pageNo=1&seq=17377&cmd=y>

マネートゥデーなど一部メディアが最近報道した「日本産輸入食品多数…、地域名公開不可で不信“増幅”」という記事に対し、次のように説明する。

食品医薬品安全庁は、日本から輸入している全ての食品に対して毎輸入時に放射能検査を実施しており、検査状況を食品医薬品安全庁ホームページから一週間単位で公開している。当該製品の製造または生産地域の「県」を必ず公開している。したがって、「日本から輸入している菓子、コーヒー豆、豆などが、日本のどの地域からのものかを公開せずに放射能汚染の可能性への懸念が大きくなっている」という報道内容は事実と異なる。

また食品医薬品安全庁は、日本産輸入食品に対する放射能検査（ヨウ素、セシウム）で微量でも放射性物質が検出された場合には、他の放射性核種（プルトニウム、ストロンチウムなど）に関する追加の検査証明書を要求しており、現在は日本産の輸入食品は放射性物質が微量でも検出された場合は通関されていない。したがって、「食品医薬品安全庁の放射能検査結果には放射能汚染の数値はなく、基準値適合かということのみで放射能汚染があるのかはわからない」という報道内容は事実と違う。食品医薬品安全庁ホームページに

公開された放射能検査状況の中で基準値に相応しいというのは、放射性物質が検出されなかったということを意味する。

6. 基準・規格に不適合な容器（茶碗、皿）回収措置

食品管理課 2012.03.26

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=2&seq=17433&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、慶尚北道の業者が輸入・販売した中国産メラミン茶碗及び皿からホルムアルデヒドが基準を超過して検出されたため、当該製品を流通・販売禁止として回収措置を行っている。この検査は大邱市が自主計画で市中流通中の製品を収去して検査したもので、当該製品は主に伝統市場器店などで販売された。

当該製品は苛酷条件(4% 酢酸、60℃、30 分)で溶出試験をした結果、ホルムアルデヒドが茶碗及び皿から各々12.3 mg/L 及び 21.3 mg/L 検出(基準 4.0 mg/L 以下)されたもので、日常生活での使用ではホルムアルデヒドが溶出する可能性は低い。

※ホルムアルデヒドは気体状態で吸入した場合に呼吸器系統にがんを誘発する可能性があるが、食品などから摂取した場合には他の物質に変換されて消化器系統には影響を与えない。

7. 標準、規格不適合“かつおぶし”製品流通販売禁及び回収措置

釜山食品医薬品安全庁危害師範調査チーム 2012.03.301568

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=1&seq=17474&cmd=v>

食品医薬品安全庁釜山地方庁は、ベンゾピレンが基準(0.010 mg/kg)を超過して検出された国産かつおぶし3製品を流通・販売禁止して回収措置中だと発表した。

※かつおぶしはかつお(魚)の肉を蒸して乾燥させた製品で主に麵つゆなどに使用される。これら製品がベンゾピレン基準を超過した原因は、かつおの生臭をとり除いて保存性向上のために実施する燻煙過程が高温及び長時間になったため。

8. 食品添加物保存料摂取は非常に安全なレベル

添加物包装課 2012.03.30

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=2&seq=17467&cmd=v>

一食品医薬品安全庁、11年保存料の摂取量の安全性評価結果を発表一

食品医薬品安全庁安全評価院は、市中流通中のソーセージなど37品目、610件に対し保存料含量を調査し、その結果を国民平均食品摂取量に適用して評価した結果、許容一日摂取量(ADI)の最大0.89%に過ぎず、非常に安全な水準だと発表した。

※保存料は、細菌、カビ、酵母などの増殖を抑制して食品の保存期間を延長する食品添加物であり、現在14品目(ソルビン酸塩、安息香酸塩、ラオキシ安息香酸メチル、パラオキシ安息香酸エチルプロピオン酸塩、ナタマイシンなど)が認可されている。

本調査で市中に流通している加工食品の保存料含量を分析した結果、チーズ、魚肉加工

品などで濃度が高く、検出量は最小の不検出から最大の 761.7 mg/kg (ソルビン酸、加工チーズ基準 3,000 mg/kg 以下) であった。また、検査した 610 件中 306 件では保存料は検出されなかった。残りの検出された製品も全て使用基準を満たしていた。

※代表的な保存料であるソルビン酸は食肉加工品(基準: 2.0 g/kg 以下) 及び魚肉加工品(基準: 2.0 g/kg 以下) などについて、安息香酸は炭酸飲料(基準: 0.6 g/kg 以下)、果実・野菜類飲料(基準: 0.6 g/kg 以下) などについて、食品別使用量が設定されている。

保存料の使用状況は、ソルビン酸類が 82.9% で一番多く、安息香酸類 6.3%、パラオキシ安息香酸類 4.6%、プロピオン酸類 3.0% の順であった。

韓国国民の保存料摂取パターンについては、食品群別では炭酸飲料、魚肉加工品、あん類、みそ、混合飲料、パン類及び漬け物類などが主な摂取源であった。

保存料別では、ソルビン酸類は魚肉加工品、安息香酸類は炭酸飲料、デヒドロ酢酸類はパン類、パラオキシ安息香酸類は漬け物類、プロピオン酸類はパン類、ナタマイシンは加工チーズが主な摂取源であった。

保存料の平均摂取量は ADI の 0.00~0.89% に過ぎなかった。

食薬庁は食品添加物に対する安全性評価を 2010 年以後年次的に実施しており、食品添加物安全確保のために継続的に努力すると発表した。また保存料の正しい情報提供のため、保存料の用途、許容一日摂取量、注意事項などを易しく面白く伝達することができる子供向け及び学生向け動画 CD を消費者団体及び小学校などに配布した。

9. 食品添加物、知っている、安心!

添加物基準課 2012.03.21

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=3&seq=17382&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、「食品添加物とは何か」、「どうして使うのか」などについて消費者が分かりやすいように Q&A 形式のリーフレットを製作して提供する。

同時に、新しい食品添加物の基準及び規格改訂考試内容を反映した「食品添加物公典」が「ハンドブック」及び「一般公典」の形態で発刊・配布される。

今回提供される「食品添加物に関する Q&A」の主要内容は以下のようなものである。

食品添加物とは何か?

食品添加物は、食品製造時に保存、着色、甘味付与など多様な技術的効果を果たすために使用される物質である。

食品添加物はどうして使うか?

食品添加物は、保存料、着色料、酸化防止剤及び小麦粉改良剤など、食品の品質を維持または改善しようとする用途で使用される。例えば、保存料用途の食品添加物は食品を保存する間の微生物による腐敗を防止する役目をする。

10. 食用の花、摂取時のこれだけは必ず確認してください!

食品基準課/酒類安全管理チーム 2012.03.20

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=3&seq=17366&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、春期食用花を美味しく安全に楽しめるように「食用花の種類と正しい摂取方法」についての情報を提供する。

花料理はビタミンやミネラルなど冬季不足する多様な栄養成分を提供するだけでなく、花びらの派手な色と固有の仄かな香りで食欲を刺激する効果がある。

※旧暦 3 月 3 日（桃の節句）はツツジを、旧暦 9 月 9 日（菊の節句）には菊花及び菊のお茶を食べて来た。

一般的に食用可能な花では、韓国が原産地であるツツジ、菊、アカシア、椿、カボチャ、梅、桃、杏などと、西洋が原産地であるベゴニア、パンジー、ローズ、ゼラニウム、ジャスミン、金魚草などがある。

摂取時の注意事項としては、食用花でも花粉などによるアレルギーは生じるので、めしべやがくなどはとり除いて使用しなければならない。特にツツジは花芯に弱い毒性があるので必ずとり除いて花びらだけきれいな水で洗った後に摂取する。またグラヤノトキシンを含むつつじ花は絶対に摂取してはならず、食用つつじと混同する事がないように注意しなければならない。その他にも、スズラン、ジギタリスの花など毒性がある花を食用に使用してはいけない。一般的に観賞用花は農薬などを使用できるので、食用を目的に別に栽培された花だけを摂取するようにする。

● その他

食品安全関係情報（食品安全委員会）から

（食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。）

- スペイン食品安全栄養庁(AESAN)、スペインにおける野生の狩猟肉中の鉛のリスクに関する科学委員会の報告書を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03550020307>
- スペイン食品安全栄養庁(AESAN)、オリーブの絞りかすの油中の多環芳香族炭化水素(PAHs)の基準値を定める指令(2001年7月25日)を廃止する首相府令 466/2012 を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03550030307>
- 台湾行政院衛生署食品藥物管理局、食事から摂取するアルミニウムの暴露・リスク調査計画を策定、実施している旨公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03550050369>
- 台湾行政院衛生署食品藥物管理局、アルミニウムを含む食品添加物の使用基準を適時改正していく旨公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03550160369>
- 台湾行政院衛生署食品藥物管理局、市場及び包装場の農産物中の残留農薬について検

査結果を公表

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03550390369>

- 台湾行政院衛生署、ラクトパミン残留肉摂取の影響に関する新聞報道を否定
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03550420361>
- 台湾行政院衛生署、有毒植物を誤食しないよう市民に注意喚起
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03550770361>
- ベルギー連邦フードチェーン安全庁(AFSCA)、広報誌 AFSCA ニュースダイジェスト (Bulletins de l' AFSCA)、47号を発行
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03551110344>

ProMED-mail

食中毒、致死、エルサルバドル 農薬疑い

Foodborne illness, fatal - El Salvador: pesticide susp

2012-04-08

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=20120408.1093544>

－7 Apr 2012 ; La Prensa Grafica [edited]より－

中毒で子ども2人死亡

Santa Ana の Canton 区, Coco Chalchuapa でタマーレ (メキシコ料理) を喫食した子ども2人が死亡した。他に子ども8人を含む11人が中毒を発症した。症状は呼吸困難、発汗、流涎である。

木曜日 (5日) の午後、女性店主及び3人の女性が約50個のタマーレを作った。家族及び友人に配り、家には27個が残った。5時半に孫に2個与え、自分用に2個保管した。その前に作るのを手伝った近所の人に12個分け与えており、その人々のうち少なくとも8人が中毒した。

現時点で中毒の原因は不明であるが、タマーレを作った同じテーブルでニワトリを殺しに来る tacuacine (オポッサムの仲間) を殺すための農薬を扱っていた。

食中毒、致死、エルサルバドル (第2報) 農薬疑い

Foodborne illness, fatal - El Salvador (02): pesticide susp

2012-04-10

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=20120410.1095362>

－Sun 8 Apr 2012 ; Michael Peat [edited]より－

有機リンやカルバメートが、オポッサムを駆除するために使用されるというのは非常に疑わしいことである。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室